

令和7年 第1回洞爺湖町農業委員会会議録

令和7年 第1回洞爺湖町農業委員会会議録						
招 集 年 月 日	令和7年1月27日					
招 集 の 場 所	洞爺湖町洞爺総合センター 青年研修室					
開 会 ・ 閉 会 日 時 及 び 宣 言	開 会 閉 会	令和7年1月27日 午後1時30分 令和7年1月27日 午後2時00分			議長 青山 晴重 議長 青山 晴重	
応 招 委 員 及 び 出 席 並 び に 欠 席 委 員 出席 8名 欠席 2名 ○＝出席 ×＝欠席	議席番号	氏 名	出席	議席番号	氏 名	出席
	1	毛利 政則	○	10	青山 晴重	○
	2	澤田 英雄	×			
	3	佐伯 昌彦	○			
	4	田中 恭一	○			
	5	菊地 哲也	○			
	6	星 博明	×			
	7	村上 正弘	○			
	8	西岡 正雄	○			
	9	大西 俊則	○			
会議録署名委員	4 番	田中 恭一		5 番	菊地 哲也	
義務のために会議室に 出席した者の氏名	事務局長 片 岸 昭 弘		事務局員 村 上 友 和			
議 事 日 程	別紙のとおり					
会 議 に 付 し た 事 件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

洞爺湖町農業委員会

議 事 の 経 過 (R7.1.27)		
日 程	発言者	発 言 の 要 旨
開会	議 長	ただいまより、令和 7 年第 1 回洞爺湖町農業委員会総会を開会いたします。 直ちに、本日の会議を開きます。 本日の出席委員は 8 名でございます。 本日の欠席委員は、2 番 澤田英雄委員、6 番星博明委員の 2 名でございます。 したがって、総会は成立いたします。
日程 1 会議録署名委員	議 長	日程第 1、会議録署名委員の指名を行います。 本日の会議録署名委員は、会議規則第 13 条の規定により、4 番の田中恭一委員及び、5 番の菊地哲也委員にお願いいたします。
日程 2 会期の決定	議 長	次に、日程第 2、会期の決定について、お諮りいたします。 本総会の会期は、本日一日といたしたいと思います。 ご異議ありませんか。
	議 長	異議なしと認めます。よって、会期は本日一日といたします。
日程 3 議案 1 号	議 長 議 長	次に、日程第 3 議事に入ります。 議案第 1 号「合意解約通知の成立状況の確認について」の件を議題といたします。 事務局長より説明願います。
	事務局長	(議案朗読により、説明) 以上の内容は、農地法第 18 条の規定に基づき合意解約がなされておりますので賃貸借の解除が成立しており特段の通知等の必要ないと考えます。ご審議方よろしくお願いいたします。
	議 長	説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 (他に、質疑はございませんか。)
	議 長	質疑が無いようですので、議案第 1 号「合意解約通知の成立状況の確認について」の件は、可と決定してよろしいでしょうか。
	議 長	異議なしと認めます。よって、議案第 1 号「合意解約通知の成立状況の確認について」の件は、可と決定いたします。
議案 2 号	議 長	次に、議案第 2 号「農用地利用集積計画(所有権移転)の諮問に

議 事 の 経 過 (R7.1.27)		
日 程	発言者	発 言 の 要 旨
議案 3 号		ついて」の件を、議題といたします。 事務局長より、説明願います。
	事務局長	(議案朗読により、説明) 以上の諮問内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の経営面積・従事日数などの各要件を満たしていると考えます。ご審議方よりお願いいたします。
	議 長	説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 (他に、質疑はございませんか。)
	議 長	質疑が無いようですので、議案第 2 号「農用地利用集積計画(所有権移転)の諮問について」の件は、可と決定してよろしいでしょうか。
	議 長	異議なしと認めます。よって、議案第 2 号「農用地利用集積計画(利用権設定)の諮問について」の件は、可と決定いたします。
	議 長	次に、議案第 3 号「農用地利用集積計画(利用権設定)の諮問について」の件の内、1 番の件を議題といたします。 会議規則第 10 条の規定により、XXXXXXXXXXが除席の対象となります。暫時、休憩いたします。
	議 長	休憩前に戻りまして、会議を開きます。事務局長より説明願います。
	事務局長	(議案朗読により、説明) 以上の諮問内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の経営面積・従事日数などの各要件を満たしていると考えます。ご審議方よりお願いいたします。
	議 長	説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。
	7 番委員	ハウス 3 棟で 8,000 m²との認識で間違いはないか。
	事務局長	ハウス周辺の農地も合わせて 8,000 m²となっている。
	議 長	他に、質疑はございませんか。

議 事 の 経 過 (R7.1.27)		
日 程	発言者	発 言 の 要 旨
閉 会	議 長	質疑が無いようですので、議案第 3 号「農用地利用集積計画(利用権設定)の諮問について」の内 1 番の件を、可と決定してよろしいでしょうか。
	議 長	異議なしと認めます。よって、議案第 1 号「農用地利用集積計画(利用権設定)の諮問について」の内 1 番の件を、可と決定いたします。 が復席しますので、暫時、休憩いたします。
	議 長	休憩前に戻りまして、会議を開きます。
	議 長	次に、議案第 3 号「農用地利用集積計画(利用権設定)の諮問について」の内 2、3 番の件を、議題といたします。 事務局長より説明願います。
	事務局長	(議案朗読により、説明) 以上の諮問内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の経営面積・従事日数などの各要件を満たしていると考えます。ご審議方よろしくお願いいたします。
	議 長	説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 (他に、質疑はございませんか。)
	議 長	質疑が無いようですので、議案第 3 号「農用地利用集積計画(利用権設定)の諮問について」の内 2、3 番の件を、可と決定してよろしいでしょうか。
	議 長	異議なしと認めます。よって、議案第 1 号「農用地利用集積計画(利用権設定)の諮問について」の内 2、3 番の件を、可と決定いたします。
	議 長	以上をもちまして、本日の案件は全て終了いたしました。 令和 7 年 第 1 回洞爺湖町農業委員会総会を閉会いたします。